

オープンカウンター方式による見積依頼について

下記のとおり見積依頼を行います。
令和7年10月28日

分任支出負担行為担当官
北海道警察情報通信部
旭川方面情報通信部長
山崎 仁司

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
分任支出負担行為担当官
北海道警察情報通信部旭川方面情報通信部長 山崎 仁司
- 2 見積合わせに付する事項
 - (1) 品名及び数量 測定器校正 一式
 - (2) 業務内容等 「見積依頼説明書」による。
 - (3) 納入(履行)場所 北海道旭川市1条通25丁目487番地6
北海道警察情報通信部旭川方面情報通信部
 - (4) 納入(履行)期限 契約締結日の翌日から80日間
 - (5) 見積書提出方法等 見積書の提出は、郵便又は持参によること。別紙条件を満たした場合に限りメールでの提出ができる。
見積金額は、特に指示のない場合は、当該契約の履行に要する一切の費用を含んだ総価(消費税を含む)を記載すること。消費税に1円未満の端数が生じた場合は、切捨てとすること。
 - (6) 契約相手の決定 提出された有効な見積書のうち、最低価格(消費税を含む)を提示した者を、契約の相手方とする。
- 3 見積合わせに参加する者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 4 見積合わせについての問合せ先及び提出先について
 - (1) 場所 北海道旭川市1条通25丁目487番地6 総合庁舎4階
北海道警察情報通信部旭川方面情報通信部 通信庶務課
問合せ先 電話番号 0166-35-0110代表
 - (2) 提出期限 令和7年11月14日(金)11時00分まで
- 5 見積合わせの場所及び日時
 - (1) 場所 北海道旭川市1条通25丁目487番地6
北海道警察情報通信部旭川方面情報通信部
 - (2) 日時 令和7年11月14日(金)13時00分
(見積合わせは非公開で行う)
- 6 見積書の無効
本公告に示した見積合わせに必要な資格のない者の見積書の提出及び見積依頼説明書に示す条件に違反した見積書は無効とする。
- 7 契約書作成の要否
契約の締結に当たっては、契約書を作成しないものとする。

見積依頼（オープンカウンター方式）説明書

- ・期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- ・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の問合せ先に御連絡下さい。

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業又はこれに準ずる者として国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合は、当該参加資格を有している者であること。

2 問合わせ先

北海道警察情報通信部旭川方面情報通信部 通信庶務課

〒078-8511

旭川市1条通25丁目487番地6

TEL 0166-35-0110（代表）

FAX 0166-34-5010

※ 担当者がテレワーク等で庁舎に不在場合があります。

3 見積書の提出先

北海道警察情報通信部旭川方面情報通信部 通信庶務課

〒078-8511

旭川市1条通25丁目487番地6

TEL 0166-35-0110

※ 見積書は、持参、郵送等を問わず、締切日時（メールは受信日時）必着です。

郵送される場合は、封筒の表に「測定器校正 一式の見積在中」と記載してください。

※ 見積書は別紙の見本を参考に作成して下さい。

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示した者を契約の相手方といたします。

見積額は、各案件において特段の指定がない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

なお、消費税額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額として下さい。

契約金額は、原則として見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

上記において同価の見積が2者以上ある場合には、くじ引きにより契約相手方を決定します。

5 見積合わせ結果について

契約相手方として決定した者に連絡します。

見積書を提出された方は、上記2に問合わせいただければ、決定業者及び契約金額をお伝えいたします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していた

だきます（契約金額により、作成を省略する場合があります）。

7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は、参加者の負担とします。
- (2) 見積金額は、契約内容の履行に必要な一切の費用を計上して下さい。
- (3) 見積書は、持参又は郵送等の方法により提出して下さい。
- (4) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しはできません。
- (5) 以下のいずれかに該当する見積書は無効です。
 - ア 本説明書に示した見積合わせ参加資格のない者及び見積合わせ参加者に求められる義務を履行しなかった者が提出した見積書
 - イ 見積書の記載及び押印に不備があるもの
 - ウ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書
 - エ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
 - オ 金額を訂正した見積書
 - カ 錯誤により提出されたと認められる見積書
 - キ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意志表示が不明確な見積書
 - ク 提出期限までに到着しない見積書
- (6) 都合により見積合わせを中止する場合があります。
- (7) 見積参加者は、本説明及び仕様書等について疑義があるときは関係職員に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後にこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (8) 見積書を提出する者は、別紙の暴力団排除に関する誓約書について誓約したものとします。
- (9) 見積合わせに参加する者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとします。